

令和8年度 世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進 モデル地域づくり事業委託業務仕様書

1. 事業目的

本事業は介護サービス事業所職員の事務負担の軽減を図るため、公益社団法人国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入を促進することにより、介護事業所における生産性向上の取組を推進する。

令和8年度の導入過程を好事例として横展開することで、他の介護事業所における連携システムの活用促進及び生産性の向上を図る。

2. 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3. 業務委託内容

（1）介護サービス事業所に対する事業説明会の開催

対象介護事業所（ケアプランデータ連携システムの導入対象となる事業所をいう。以下同じ。）向けに連携システムの導入効果や事業目的を周知する説明会を2回開催すること（実施時期は5月と10月を予定）。また、開催方法はオンラインを原則とし、本事業の周知を目的とした広報用チラシの作成・配布、（2）のサポートサイト等を通じた録画配信にも対応すること。

（2）対象介護事業所向けサポートサイト及びコールセンターの開設・運用

区内の対象介護事業所向けに動画等を活用したサポートサイト及び、対象事業所からの電話による問い合わせに対応するためのコールセンターを開設し、主に（3）に掲げる業務に効率的、効果的に対応し得よう運用すること（開設時期は5月を想定）。

なお、コールセンターの開設曜日及び開設時間については、以下のとおりとする。

【開設曜日】月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

【開設時間】午前9時から午後6時まで

（3）対象介護事業所に対する連携システム導入のための伴走支援

対象介護事業所における連携システム導入の完了まで支援を行うこと（伴走支援する事業所数は最大450事業所程度と想定）。支援の方法については対面（対象事業所への訪問）及びオンラインにより行うものとし、具体的支援内容としては、以下の内容を含むものとする。

【伴走支援】

- ・対象介護事業所のパソコンやタブレットの連携システム対応状況確認
- ・介護報酬請求用の電子証明書インストール
- ・連携システムのインストール
- ・介護ソフト導入支援

- ・介護ソフト設定確認
 - ・連携システムのセットアップ
 - ・事務フローの分析及び見直し提案
 - ・現在使用している介護ソフトに応じた連携システムの操作説明
 - ・連携システムの使用方法の個別レクチャー
 - ・導入後フォロー
 - ・対象介護事業所による関係事業所への連携システム導入の呼びかけ支援
- 上記を着実に実施するため、以下の説明会も組み合わせて伴走支援を行うこと。
- ・介護支援専門員向け事業説明会及びI C T研修会
 - ・介護ソフト別説明会

なお、対応曜日及び対応時間については、原則として以下のとおりとする。

〔対応曜日〕月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

〔対応時間〕午前9時から午後6時まで

(4) モデル事業所への連携システム導入等に伴う効果を定量化する調査の実施

他の介護サービス事業所等への横展開が期待できるモデル事業所を選定し、ヒアリング調査やタイムスタディ調査等を通じて、連携システム導入前後における業務内容や所要時間等を比較検証するなどの調査を実施すること。

(5) 好事例集の作成

(3)の伴走支援により、連携システム導入の効果測定等を行ったモデル事業所又はグループの複数事例及び説明会・伴走支援の実施状況について、報告書形式の好事例集を作成すること。

4. 実施体制

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、業務を統括する責任者を配置し、適切な人員配置及び役割分担を明確にすること。受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営及び事務処理等を主体的に進めるものとする。

伴走支援業務については介護支援専門員、介護福祉士等の介護サービスに係る資格を有する者を当該業務従事者の7割程度を超える割合で配置するなど、本事業に必要な知識・経験・資格を有する人材を十分に確保すること。

また、契約締結後速やかに以下の資料を提出すること。

- ・業務責任者及び主要担当者の氏名、役割及び担当業務の記載を含めた実施体制図
- ※伴走支援を担う者については、介護分野における資格及び経験の概要を明記すること。
- ・本業務と関連性のある事業の受託実績(過去3年間程度)を確認することができる資料

5. 業務完了報告

受託者は、各業務で使用した資料や作成した業務報告書等を委託者に提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和9年3月31日(水)
- (2) 提出先 世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者支援担当

- (3) 提出方法等 電子データ（CD-R等）1部を提出するものとする。電子媒体による提出の場合はウイルスチェックを実施の上提出すること。

6. 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と業務受託者の間で協議の上、その取扱いを決定する。

7. その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を委託者と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。委託者は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を世田谷区に提出し、世田谷区の承認を得た場合はこの限りではない。

再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこと。

(3) 資料等の作成

成果物や本事業の過程で作成する書類について、受託者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、世田谷区において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(4) 個人情報の取扱い

別添の電算処理の業務委託契約の特記事項を遵守すること。

(5) 経費

本事業の実施に当たり、各介護サービス事業所が連携システムの導入において必要な機器等については、受託者は負担しないものとする。その他の業務実施に係る経費については、受託者の負担とする。

(6) 支払い

受託者からの本件委託業務の完了報告を受けけた後に検査を行い、検査合格後、半期ごとに受託者からの請求に基づき支払う。

8. 本件担当

世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者支援担当

電 話：03-5432-2884

FAX：03-5432-3042

電算処理の外部委託基準 別紙

電算処理の業務委託契約の特記事項
(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)

(秘密保持義務)

- 1 受託者は、当該委託契約(業務内容に保守委託を伴う賃貸借契約等を含む。以下同じ。)に係る電算処理業務(以下「委託業務」という。)により知り得た個人情報その他の情報(以下「情報」という。)を、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならず、この旨を委託業務に従事する者(以下「従事者」という。)へ周知徹底しなければならない。また、契約期間満了後も、同様とする。

(書面主義の原則)

- 2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

(管理体制等の通知)

- 3 受託者は、当該委託契約の締結後直ちに、以下の文書を区に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も、同様とする。
- (1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準
 - (2) 以下の内容を含む従事者名簿
 - ① 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所
 - ② 委託業務において個人情報を取り扱う者の氏名、責任、役割及び個人情報の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所
 - ③ 委託業務に関する緊急時連絡先一覧
 - (3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書
 - (4) 委託業務において使用する情報システムのネットワーク構成図(特定個人情報ファイル(コンピュータ等で検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、個人番号をその内容に含むもの。以下同じ。))を取り扱う場合のみ。第 23 項の事項を証するもの。)
 - (5) 委託業務において使用する情報システムのセキュリティ仕様書(特定個人情報ファイルを取り扱う場合のみ。第 24 項の事項を証するもの。)
 - (6) クラウドサービス(有料、無料に関わらず、民間事業者等がインターネット上で提供する情報処理サービスで、約款への同意及び簡易なアカウントの登録等により当該機能が利用可能となるサービスのこと。以下同じ。))利用に係るリスク対策文書(委託業務においてクラウドサービスを利用する場合のみ。第 25 項の事項を証するもの。)

(再委託の禁止)

- 4 受託者は、委託業務の全部又は一部を、他の者に再委託してはならない。ただし、附属業務でやむを得ず再委託する必要があるときは、受託者は、再受託者(委託先の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。以下同じ。))に当該委託契約及び本特記事項を遵守させ、かつ、再受託者にかかる再委託の内容及び第 3 項に規定する事項を、区に事前に書面をもって通知し、その承認を得なければならない。
- 再受託者も、委託業務の全部又は一部を、他の者に更に再委託してはならない。附属業務でやむを得ず更に再委託する必要があるときは、再委託と同様の条件と手続きにより、区の承認を得なければならない。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。

(目的外使用等及び複写等の禁止)

- 5 受託者は、委託業務で取り扱う情報を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。
- 6 受託者は、区が委託業務での使用を目的として受託者に提供し、又は貸与する情報及び情報資産(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成 16 年世田谷区規則第 47 号)第 2 条第 9 号に規定する情報資産をいう。以下同じ。))を、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- 7 受託者は、委託業務で取り扱う情報及び情報資産について、業務上必要なバックアップを取得する場合を除き、区の承認を得ずに複写してはならない。委託業務を実施する上でやむを得ず複写するときは、あらかじめ区に通知し、その承認を得なければならない。この場合において、委託業務の終了後、受託者は、直ちに複写した電磁的記録の消去及び印刷物の廃棄を行い、使用できない状態にするとともに、消去又は廃棄した日時、担当者及び処理内容を区に報告しなければならない。
- 8 受託者は、区の事前の承諾なく、委託業務で取り扱う情報及び情報資産を区の事業所または受託者の事業所から持ち出してはならない。

(物的セキュリティ対策)

- 9 受託者は、委託業務に使用する情報システムに係る装置の取付けを行う場合は、できる限り、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を受けない場所に設置するものとし、施錠等容易に取り外すことができないよう必要な措置を講じなければならない。
- 10 受託者は、委託業務に係る区が運用する情報システムのサーバ等を区庁舎外に設置する場合は、区の承認を得なければならない。また、定期的に当該サーバ等への情報セキュリティ対策状況について確認するとともに、区から要請があった場合は、その結果を区に報告しなければならない。
- 11 受託者は、その従事者に名札等の着用及び身分証明書等の携帯を義務付け、区の情報システム室その他の区の管理区域に立ち入る場合において区から求められたときは、身分証明書等を提示するよう指導しなければならない。
- 12 受託者は、委託業務で使用するパソコン等の盗難を防止するため、当該パソコン等をセキュリティワイヤーで固定し、又は従事者が業務執行場所を離れる間において施錠可能なロッカー等に収納させるなどの措置を講じなければならない。

(人的セキュリティ対策)

- 13 受託者は、委託業務において、区に提出した情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに区に報告し、代替策について協議しなければならない。
- 14 受託者は、情報及び情報資産を適切に保管するものとし、パソコン等により情報及び情報資産を使用する場合は、第三者に使用され、又は閲覧されることがないように、離席時にパスワードロック又はログオフ等を行わなければならない。
- 15 受託者は、従事者に情報システムの保守又は運用業務に関し、次の事項を遵守させなければならない。
 - (1) 自己が利用している ID は、他人に利用させないこと(ID の共用を指定されている場合は除く。)
 - (2) 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外の者に利用させないこと。
 - (3) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと(パスワード発行業務を除く。)
 - (4) パスワードのメモの不用意な作成等により、パスワード流出の機会を作らないこと。
 - (5) パスワードは、十分な長さとし、想像し難い文字列とすること。
 - (6) 複数の情報システムを取り扱う場合は、パスワードを情報システム間で共有しないこと。
 - (7) パソコン等のパスワードの記憶機能を利用しないこと。
 - (8) 社員間でパスワードを共有しないこと(ID の共用を指定されている場合は除く。)
- 16 受託者は、従事者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

(技術的及び運用におけるセキュリティ対策)

- 17 受託者は、情報システムの保守又は運用業務を遂行するに当たり、情報システムの変更記録、作業日時及び実施者を記録するとともに、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を全て取得し、一定期間保存しなければならない。
- 18 受託者は、アクセスログ等を取得するサーバについて、正確な時刻設定を行わなければならない。自動的にサーバ間の時刻同期が可能な場合は、その措置を講じなければならない。
- 19 受託者は、情報システム等に記録された重要性の高い情報について、定期的にバックアップを取得しなければならない。また、バックアップの取得前にその手法を区に通知し、承認を得なければならない。
- 20 受託者は、情報システムの開発及び導入に当たり、開発及び導入前に区と協議の上、情報セキュリティに係る検証事項を定め、検証を実施しなければならない。
- 21 受託者は、委託業務に使用する情報システムがネットワークに接続されている場合は、不正アクセスを防ぐため、常にセキュリティホールの発見に努め、メーカー等からのセキュリティ修正プログラムの提供があり次第、情報システムへの影響を確認し、区と協議の上、修正プログラムを適用しなければならない。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスの情報システムへの侵入及び拡散を防止しなければならない。
- 22 受託者は、情報システムを開発する場合は、システム開発及びテスト環境と、本番運用環境を分離しなければならない。
- 23 受託者は、委託業務において特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、当該特定個人情報ファイルをインターネットから物理的又は論理的に分離された環境にて取り扱わなければならない。
- 24 受託者は、委託業務に使用する情報システムにおいて特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、定期に及び必要に応じ随時に当該情報システムのログ等の分析を行うなど不正アクセス等を検知する仕組みを講じるとともに、当該情報システムの不正な構成変更(許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等)を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 25 受託者は、委託業務においてクラウドサービスを利用する場合は、当該クラウドサービスの利用に伴い想定される情報セキュリティ上のリスクを回避するために必要な措置を講じなければならない。(例: 当該クラウドサービス提供事業者が公表している情報セキュリティ対策内容の確認、受託者が従業員に付与するクラウドサービス用 ID の適切な付与管理、クラウドサービス上に記録した情報が第三者に提供される場合についての確認、サービス利用終了時のデータの取扱い条件の確認、等)

(データのセキュリティ対策)

- 26 受託者は、委託業務に関し、区より情報及び情報資産を受領した場合は、預かり証を区に対して交付しなければならない。また、当該情報及び情報資産を適切に管理するため、情報及び情報資産の受領日時、受領者名、受領した情報及び情報資産の種類等の記録簿を作成するとともに、区から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を区に提示しなければならない。
- 27 受託者は、委託業務に係る重要度の高い情報及び情報資産を運搬する場合は、可能な限り暗号化、パスワード設定等の保護対策を行い、鍵付きのケース等に格納する等、情報及び情報資産の滅失や不正利用を防止するための処置を講じなければならない。また、重要度の高い情報を電子メール等で送受信する場合は、暗号化、パスワード設定等の保護対策を行わなければならない。
- 28 受託者は、委託業務で取り扱う情報及び情報資産を施錠可能な金庫、ロッカー等に適切に保管する等善良な管理者の注意をもって当たり、情報及び情報資産の取扱いには十分注意し、情報及び情報資産の滅失、毀損及び漏えいの防止に努めなければならない。
- 29 受託者は、委託業務が終了したときは、区より受領した情報及び情報資産を速やかに区に返却しなければならない。また、返却が不可能な場合は、区の上の了承のもと、バックアップデータを含む電磁的記録の消去及び印刷物の廃棄を行い、使用できない状態にする(電算処理機器を廃棄する場合は復元できない状態にする)とともに、消去又は廃棄した日時、担当者及び処理内容を区に報告しなければならない。
- 30 受託者は、情報資産の作成業務を終了したときは、直ちに当該情報資産を区があらかじめ指定した職員に引き渡さなければならない。

(電算処理機器の廃棄)

- 31 受託者は、委託業務で使用しているサーバ、パソコン等の機器(以下これらを「電算処理機器」という。)を廃棄する場合は、事前に当該電算処理機器に保存されている情報及び情報資産を消去、復元できない状態にした上で廃棄

しなければならない。

(委託業務の報告)

32 受託者は、区に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

(監査、施設への立入検査の受入れ)

33 受託者は、情報及び情報資産の情報セキュリティ管理状況について、区の求めに応じて報告するものとする。また、区が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。

34 受託者は、区が必要とする場合は、業務執行場所へ区の職員の立入りを認めるものとする。

(緊急時の対応)

35 受託者は、委託業務において、業務上のトラブル、災害、事故、電算処理機器の不良、故障及び破損等が発生した場合は、直ちに区にその状況について報告し、区の指示に従わなければならない。

36 受託者は、委託業務について次に掲げる事象が発生した又は発生したおそれがある場合は、直ちに、区にその状況を具体的に報告しなければならない。

- (1) 情報及び情報資産の滅失
- (2) 情報及び情報資産の毀損
- (3) 情報の漏えい
- (4) 不正アクセス
- (5) 情報セキュリティポリシーの違反
- (6) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに悪影響を及ぼす事象

(サービスレベルの保証)

37 受託者は、委託業務のサービスレベルについて、事前に区と合意している場合は、そのサービスレベルを保証するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

38 受託者が、法令及び本特記事項に違反した場合、区は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者は、本特記事項に違反し、又は本特記事項を履行しなかったことにより、区に損害が生じた場合には、区に対しこれを賠償するものとする。